

福井市雇用奨励金のご案内

(令和6年1月作成)

お知らせ

令和6年3月31日をもって受給資格認定の申請受付を終了します。

事業の内容

特定求職者雇用開発助成金（以下「特開金」という）の対象となる被雇用者を、助成金受給満了後も継続雇用した事業主に対して、一定期間に支払った賃金の一部を支給します。

特定求職者雇用開発助成金は次の4コースが対象です。

特定就職困難者コース（高年齢者を除く）

被災者雇用開発コース

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース（難病を除く）

就職氷河期世代安定雇用実現コース

対象となる事業主

～ のすべてに該当する事業主

福井市内に住所を有する、次の対象労働者を雇い入れ、**特開金の助成期間において解雇することなく継続して雇用した事業主**

障害者、母子家庭の母等、父子家庭の父（児童扶養手当を受給している方）、

東日本大震災被災者、発達障害者または就職氷河期世代

特開金の支給対象期間終了後、1年間以上市内の事業所において対象労働者を雇用継続している事業主

福井市内に事業所を有している事業主

市税の滞納がない事業主

交付内容

交付対象期間（1年間）に支払った賃金の5分の1を支給します。ただし、下表の額を限度額とします。（短時間労働者については、カッコ内の金額が支給限度額となります。）

対象労働者	支給限度額
障害者 (身体・知的・精神・発達)	204,000円 (136,000円)
母子家庭の母等 父子家庭の父 東日本大震災被災者 就職氷河期世代	144,000円 (96,000円)

申請書はHPよりダウンロードしてください

福井市 しごと支援課

検索

詳しい申請の流れは裏面へ

お問い合わせ・
申請先

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

福井市しごと支援課 TEL 0776-20-5321 FAX 0776-20-5323

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 アオッサ5階

事業所 → **受給資格認定の申請 (~ R6.3.31)** → 福井市

- 【期限】 特開金の第1期支給決定通知日から支給期間満了日まで()
 第2期以降から支給を開始した場合は、支給を開始した最初の支給決定通知日から支給期間満了日(ただし、最終支給期から支給を開始した場合は、支給決定通知日から2か月を経過する日)まで
特開金の支給対象期間内であっても、R6.3.31で受給資格認定の申請受付を終了します。
- 【提出物】 福井市雇用奨励金受給資格認定申請書
 特開金の第1期支給決定通知の写し()
 第2期以降から支給を開始した場合は、支給を開始した最初の支給決定通知書の写し

事業所 ← **受給資格認定書を交付** ← 福井市

申請書の審査結果により、福井市雇用奨励金受給資格の認定をします。

事業所 → **交付申請** → 福井市

- 【期限】 雇用奨励金交付対象期間満了日から **1か月**以内 (交付申請期限前に、市よりご案内します。)
- 【提出物】 福井市雇用奨励金交付申請書
 特開金の支給決定通知書の写し(最終交付対象期間のもの)
 対象期間の労働時間がわかるもの
 対象期間の賃金明細書又は賃金台帳の写し
 事業所の納税証明書(市税の滞納がないことの証明)
 対象労働者の住民票
 場合によっては、上記の他にも必要な書類を提出していただくことがあります。

事業所 ← **交付決定及び額の確定** ← 福井市

福井市雇用奨励金交付決定兼額の確定を通知します。

事業所 → **交付請求** → 福井市

- 【提出物】 福井市雇用奨励金交付請求書

事業所 ← **奨励金の支払い** ← 福井市

【例：特開金2期分(1年間)支給の場合】



※特開金の支給対象期間内であっても、R6.3.31で受給資格認定の申請受付を終了します。